

一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟
裁定規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟（以下、「本連盟」という。）基本規程第33条に基づき、裁定委員会の組織および運営に関する事項、裁定に関する事項ならびに関連する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（裁定委員会の設置）

定款、基本規程、およびこれに付随する諸規程（以下「規程等」という）に対する違反行為のうち、競技および競技会に関するものについて調査、審議および懲罰案の理事会への提出を行う為、ならびに代表選手選考、規程等に関連する紛争の和解斡旋を行うため、裁定委員会を設置する。

第2章 裁定委員会

第3条（組織及び委員会）

- 1 裁定委員会は、3名以上5名以内の裁定委員をもって構成する。
- 2 裁定委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることが出来る者のうちから、理事会の議決を得て会長が任命する。
- 3 裁定委員は、本連盟及び本連盟に加盟する団体の役職員を兼ねることが出来ない。
- 4 裁定委員会の手続きの対象事案に何らかの形で関与したことがある裁定委員、および当該事案に利害関係を有する裁定委員は、当該事案に関して裁定委員として手続きに加わる事が出来ない。
- 5 第3項または前項等により、委員長を含む裁定委員が2名以下になったときには、第2項の手続きに則り、臨時に裁定委員を任命する。
- 6 委員は非常勤とする。

第4条（裁定委員の任期）

- 1 委員長および裁定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選定された裁定委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 裁定委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第5条（委員長・招集・議長）

- 1 委員長は理事会の議決を得て会長が任命する。
- 2 裁定委員会は、以下の場合に委員長が招集する。
 - (1) 理事会または会長からの付託があったとき
 - (2) その他、委員長が必要と認めたとき
- 3 裁定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 裁定委員会は、裁定委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、また議決することが出来ない。
- 5 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。
- 6 委員長に事故ある場合は、裁定委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。

第6条（所管事項）

- 1 裁定委員会は、本連盟に加盟または登録する団体（加盟チーム、都道府県バスケットボール連盟、（以下本条において「加盟・登録団体」という）および個人（選手、指導者等チームスタッフ、審判および役職員その他の関係者、（以下本条において「選手等」という）による規程等に対する違反行為について調査および審議を行った上、答申を作成し、これを理事会に提出する。
- 2 裁定委員会は、加盟・登録団体および選手等に関連する次の各号の紛争について、当事者の申立に基づき和解を斡旋するものとする。ただし、裁定委員会に準ずる組織または機能を保有する加盟・登録団体（加盟チームを除く）における紛争については、当該団体の決定によるものとする。
 - (1) 契約、所属および移籍に関する紛争
 - (2) 規程等に関する権利・義務に関わる紛争
 - (3) 加盟・登録団体間、選手等間、またはその両者間における、加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争
- 3 裁定委員会は、日本代表選手選考に関する「選手選考委員会」の決定に対する異議申し立てにつき、和解を斡旋するものとする。
- 4 裁定委員会は、県代表等、地方の代表選手選考に対する異議申し立てにつき、和解を斡旋するものとする。

第3章 裁定手続

第7条（手続きの非公開、守秘義務）

- 1 裁定の手続きおよび記録は非公開とする。
- 2 裁定委員、裁定対象者、その代理人、オブザーバーおよび本連盟の関係者は、裁定委員会の手続きを通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

第8条（言語）

- 1 裁定の手続きおよび書面における言語は日本語を使用する。
- 2 裁定の手続きにおいて、裁定対象者または関係者が外国語を使用する場合には、当該裁定対象者または関係者は、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

第9条（代理人）

裁定の手続きにおいて、弁護士または裁定委員会が承認した者を除き、裁定対象者の代理人となることが出来ない。尚、選手が裁定対象者となったときは、その障がい特性に鑑み、保護者、親権者もしくは所属するチームの代表者がその代理人となることが出来る。

第10条（免責）

裁定委員および裁定委員会にかかわる事務職員は、故意または重過失による場合を除き、裁定委員会に関する作為および不作為について、何人に対しても責任を負わない。

第11条（手続きの開始）

裁定委員会は、招集のときから手続きを開始する。

第12条（調査への協力）

- 1 裁定委員会は、事案の解明のために、裁定対象者およびその関係者に対し、事実関係についての説明または証拠資料の提出を求め、もしくは現地調査をすることが出来る。
- 2 裁定委員会または受託して調査を行う者による調査の対象となった個人または団体は、当該調査に協力しなければならない。

第13条（聴聞等）

裁定委員会は、原則として、裁定対象者に対し事情聴取を行い、その意見および弁明を聴取する

ものとする。ただし、事情聴取については裁定対象者の同意がある場合、もしくは裁定対象者が事情聴取を拒否、または無断欠席した場合は、この限りではない。

第14条（証拠の評価）

裁定委員会は、裁定対象者または目撃者の供述または文書、音声、画像の記録もしくは専門家の意見その他一切の証拠を参照することが出来る。

第15条（懲罰案作成・答申）

裁定委員会は調査および審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申しなければならない。

- 1 裁定対象者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名または代理人がある場合はその氏名）
- 2 主文（判断の結論）
- 3 懲罰対象事実（可能な限り日時、場所、登場人物および行為を特定するものとする）
- 4 適用した規程・条項等
- 5 判断の理由（証拠の摘示）
- 6 懲罰案の作成年月日
- 7 裁定委員名

第16条（答申の尊重、理事会の懲罰決定）

理事会は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本連盟全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第17条（決定の効力）

- 1 本連盟の決定を受けた者は、懲罰の通知到達後10日以内に本連盟会長に対し、手数料10万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることが出来る。
- 2 前項の再審査によって出された決定については、スポーツ仲裁裁判所（CAS）または日本スポーツ仲裁機構（以下J S A Aという）への不服申立の提起を除き、更に審査を求めることは出来ない。
- 3 第1項の再審査の手続きについては別途定める。

第18条（仮の処分）

- 1 裁定委員会は、理事会が第16条の懲罰を決定するまでの間、緊急の必要性がある場合には、一時的に裁定対象者の資格および職務等を停止すること（以下、「仮の処分」という。）を理事会に答申することが出来る。

- 2 理事会は仮の処分の決定をする前に、裁定対象者から意見を聴く機会を設けなければならない。ただし、緊急の場合には、裁定対象者から意見を聴かないで仮の処分を決定することが出来る。この場合においては後日、裁定対象者の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の処分の撤回または変更をすることが出来る。
- 3 理事会は、第1項の答申を受けた場合、速やかに仮の処分について審議の上、決定を行う。

第19条（J S A Aへの仲裁、調停申し立て）

第16条の裁定委員会の結論が不満足である場合、J S A Aの仲裁調停手続きを利用して解決する。また、第17条の裁定委員会への申し立ての有無にかかわらず、何時にてもJ S A Aへの申し立てを妨げない。全当事者はJ S A Aへの申し立て期間の制約について十分に留意する。

第4章 附 則

第20条（改 廃）

この規程は理事会決議により改廃を行う。

第21条（施 行）

この規程は、令和元年（2019年）8月15日から施行する。

令和2年（2020年）10月14日改正。 基本規程全面改正に伴う改正。

一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟

裁定規程懲罰基準

(競技会における違反行為に対するもの)

1 目的

本懲罰基準は、一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟（以下本連盟という）裁定規程第6条に基づき、本連盟、都道府県F I Dバスケットボール連盟（以下、「都道府県連盟」という）または各種連盟等が主催する日本国内におけるI Dバスケットボール競技会（以下、「公式競技会」という）における競技および競技会に関連する違反行為（以下、「裁定問題」という）について、懲罰の対象となる行為およびこれに対する懲罰の基準を定めるものである。

2 公式競技会における懲罰

公式競技会の主催者は、裁定委員会を設置し、本基準に従い、その競技会に関する裁定問題を処理しなければならない。ただし、公式競技会的主催者が、別途本連盟の裁定委員会が承認した裁定問題に対する懲罰の基準を定めている場合には、これに従うものとする。

3 退場の対象となる違反行為

競技中、J B Aバスケットボール競技規則第36条〔テクニカルファウル〕、第37条〔アンスポーツマンライクファウル〕、第38条〔ディスクォリファイングファウル〕、第39条〔ファイティング〕により退場（処分）の対象となった違反行為のうち、下記(1)から(9)の行為について、裁定委員会が更に懲罰を科すべきと判断した場合は、審判が下した懲罰に加え、戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還および出場資格の停止（当該競技会における未実施の全ての試合のほか、他の競技会にまたがる試合も含む）のいずれかを科すことができる。

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 審判の判定に対する執拗な非難、抗議等
- (4) 審判、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (5) 乱暴な行為
- (6) 不正な行為 → 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 審判に無断で抗議のためにコートを離れる行為
- (9) その他きわめてスポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）

4 その他の違反行為

競技および競技会における違反行為のうち「3退場の対象となる違反行為」に定めるものを除く行為に対する懲罰は下記(1)から(5)のとおりとする。

- (1) 選手等による競技場またはその周辺関連施設における故意による器物破損行為
罰則：戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還および出場資格の停止（当該競技会において次試合から当該競技会全ての試合・競技会をまたがる場合も含む）のいずれかを科すものとする。
- (2) 競技者登録証等の偽造・変造競技者登録証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書、コーチ証等を偽造または変造した場合
罰則：戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還および出場資格の停止のいずれかを科すものとする。

(3) 競技会 AD カード等の不正使用

競技会において主催者から発行される AD カード等を不正に使用した場合

罰則：不正に使用した AD カード等に見合う入場料を支払った上で、戒告および譴責のいずれかを科すものとする。

(4) 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場（未遂を含む）

罰則：出場させた（させようとした）推薦団体 → 戒告および譴責のいずれかを科すものとする。

出場させた（させようとした）チーム → 戒告・譴責・没収・賞の返還および出場資格の停止のいずれかを科すものとする。

(5) 競技会の公式行事への不参加

競技会の公式行事（代表者会議・開会式・閉会式・表彰式その他大会主催者が参加を指示した行事）を大会主催者への連絡もせず許可なく欠席した場合

罰則：戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還・出場資格の停止および資格の降格剥奪のいずれかを科すものとする。

(6) その他の違反行為

本基準に明文がない場合であっても、加盟チームまたは選手等が本連盟基本規程および本基準の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チームまたは選手等に対して、裁定規程に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。ただし、都道府県連盟等の裁定委員会が本項を適用して懲罰を適用する場合、事前に本連盟の裁定委員会委員長の承認を得なければならないものとする。

令和2年（2020年）10月14日制定